

# 証券業務／時価情報

Sendai Bank

## 公共債引受額

(単位：百万円)

	平成29年9月期	平成30年9月期
国債	—	—
地方債・政府保証債	650	450
合計	650	450

## 公共債ディーリング実績

### 1. 商品有価証券売買高

(単位：百万円)

	平成29年9月期	平成30年9月期
商品国債	180	86
商品地方債	—	7
商品政府保証債	—	—
合計	180	93

### 2. 商品有価証券平均残高

(単位：百万円)

	平成29年9月期	平成30年9月期
商品国債	0	0
商品地方債	—	—
商品政府保証債	—	—
その他の商品有価証券	—	—
合計	0	0

## 公共債及び証券投資信託窓販実績

(単位：百万円)

	平成29年9月期	平成30年9月期
国債	20	13
地方債・政府保証債	228	278
合計	248	291
投資信託	1,866	1,860

## 有価証券関係

### 1. 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種類	平成29年9月30日			平成30年9月30日		
		中間貸借対照表計上額	時価	差額	中間貸借対照表計上額	時価	差額
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	434	434	0	160	160	0
	その他	5,000	5,420	420	5,000	5,265	265
	小計	5,434	5,855	421	5,160	5,425	265
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	1,340	1,332	△ 7	1,473	1,456	△ 16
	その他	—	—	—	—	—	—
	小計	1,340	1,332	△ 7	1,473	1,456	△ 16
合計	6,774	7,187	413	6,633	6,882	248	

### 2. 子会社株式及び関連会社株式

[平成29年9月30日・平成30年9月30日] 該当ございません。

# 時価情報

Sendai Bank

## 3. その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	平成29年9月30日			平成30年9月30日		
		中間貸借対照表計上額	取得原価	差額	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	8,487	5,126	3,360	6,249	3,782	2,467
	債券	250,030	246,723	3,306	181,171	179,100	2,070
	国債	67,842	66,586	1,256	53,336	52,453	882
	地方債	55,759	55,013	746	50,153	49,703	450
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	126,428	125,124	1,303	77,681	76,943	738
	その他	22,595	21,631	964	26,429	25,009	1,420
小計	281,113	273,482	7,631	213,850	207,892	5,958	
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	415	450	△ 34	1,323	1,459	△ 136
	債券	38,469	38,567	△ 97	49,216	49,282	△ 66
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	20,668	20,712	△ 43	23,395	23,413	△ 18
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	17,801	17,854	△ 53	25,821	25,869	△ 48
	その他	19,499	20,825	△ 1,326	23,677	25,038	△ 1,360
小計	58,384	59,843	△ 1,458	74,217	75,780	△ 1,563	
合計	339,498	333,325	6,172	288,067	283,673	4,394	

## 4. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く。）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を平成29年9月期及び平成30年9月期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

平成29年9月期における減損処理額はございません。

平成30年9月期における減損処理額はございません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、主として資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先・実質破綻先・破綻懸念先	時価が取得原価に比べ下落
要注意先	時価が取得原価に比べ30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べ50%以上下落、または、時価が取得原価に比べ30%以上50%未満下落したもので市場価格が一定水準以下で推移等

破綻先…………… 破産、特別清算、会社更生、民事再生、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社

実質破綻先……… 実質的に経営破綻に陥っている発行会社

破綻懸念先……… 今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社

要注意先…………… 今後の管理に注意を要する発行会社

正常先…………… 上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社

## 金銭の信託関係

### 1. 満期保有目的の金銭の信託

【平成29年9月期・平成30年9月期】該当ございません。

### 2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

【平成29年9月期・平成30年9月期】該当ございません。

## その他有価証券評価差額金

中間貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	平成29年9月30日	平成30年9月30日
評価差額	6,172	4,394
その他有価証券	6,172	4,394
(+) 繰延税金資産 (又は(△) 繰延税金負債)	△ 1,603	△ 1,141
その他有価証券評価差額金	4,569	3,252